

手数料・返戻金制度

KIZUNAパートナーズ株式会社

コンサルティングフィー	年収 × 35%
-------------	----------

■お支払いにつきましては以下の点をご了承ください

- (1) 上記コンサルティングフィーについては、採用者の入社確認後すみやかにご請求させていただきます。
- (2) 上記コンサルティングフィーの請求・お支払いには、料金に消費税を加算させていただきます。
- (3) 年収の算出は次の計算を適用させていただきます。

ただし、年俸制の場合は年俸額を適用させていただきます。

[年収]

=(月額固定給 × 12ヶ月)+(賞与算定基準額 × 前年度実績賞与支給月数)

[月額固定給]

=基本給+住宅手当+役職手当+その他諸手当*

* 家族手当や通勤手当など割増賃金の算定基礎から除外される賃金、および割増賃金は諸手当に含まれない。

- (4) 採用者が、明らかに本人の責による解雇、または自己都合により入社後6ヶ月未満に退職した場合、KIZUNAパートナーズは、受領したコンサルティングフィーの内、次の計算式によって算出した金額を貴社に変換するものとします。尚、前述以外の事由による退職の場合は本事項は適用されません。

- ・1ヶ月未満で退職した場合……………コンサルティングフィーの80%
- ・1ヶ月以上3ヶ月未満で退職した場合……コンサルティングフィーの50%
- ・3ヶ月以上6ヶ月未満で退職した場合……コンサルティングフィーの10%
- ・6ヶ月以上の場合……………返金なし